

議案第 29 号 宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正概要

1 報酬額

宝塚市特別職報酬等審議会の答申における報酬又は給料月額の変定率(▲1.3%)に準じ、非常勤特別職の報酬額を引き下げる。

(単位：円)

区分		現行額	改定後額	改定額
教育委員会委員	(月額)	165,700	163,500	-2,200
選挙管理委員会委員長	(月額)	119,300	117,700	-1,600
選挙管理委員会委員	(日額)	13,700	13,500	-200
代表監査委員	(月額)	285,900	282,200	-3,700
識見を有する者のうちから選任された監査委員	(月額)	131,500	129,800	-1,700
議会の議員のうちから選任された監査委員	(月額)	59,400	58,600	-800
公平委員会委員長	(日額)	17,400	17,200	-200
公平委員会委員	(日額)	13,300	13,100	-200
農業委員会会長	(月額)	70,300	69,400	-900
農業委員会会長代理	(月額)	51,800	51,100	-700
農業委員会委員	(月額)	42,800	42,200	-600
固定資産評価審査委員会委員長	(日額)	17,400	17,200	-200
固定資産評価審査委員会委員	(日額)	13,300	13,100	-200
専門委員	(日額)	10,600	10,500	-100
選挙長	(1回)	13,100	12,900	-200
投票所の投票管理者	(1回)	15,500	15,300	-200
指定期日前投票所の投票管理者	(1回)	13,700	13,500	-200
開票管理者	(1回)	13,100	12,900	-200
選挙立会人	(1回)	11,300	11,200	-100
投票所の投票立会人	(1回)	13,300	13,100	-200
指定期日前投票所の投票立会人	(1回)	11,800	11,600	-200
開票立会人	(1回)	11,300	11,200	-100

介護認定審査会委員	(日額)	18,700	18,700	0
障害支援区分認定審査会委員	(日額)	18,700	18,700	0
いじめ問題再調査委員会委員長	(日額)	18,700	18,500	-200
いじめ問題再調査委員会委員	(日額)	17,400	17,200	-200
いじめ問題再調査委員会調査補助員	(日額)	10,600	10,500	-100
その他法令に基づく委員のうち委員長	(日額)	11,400	11,300	-100
その他法令に基づく委員(知識経験を有する者のうちから選任された委員に限る。)	(日額)	10,600	10,500	-100
その他法令に基づく委員(知識経験を有する者のうちから選任された委員を除く。)	(日額)	8,600	8,500	-100
地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条の規定等による出頭人	(日額)	10,600	10,500	-100

2 減額を適用しない職員について

介護認定審査会委員及び障害支援区分認定審査会委員については、医師会等の協力を得て任命しているが、高齢化等による審査件数の増加に対応する必要があるため、報酬額は現状維持とする。

3 施行期日

令和3年4月1日